

「企業版ぎふの田舎応援隊」登録規約

(目的)

第1条 この規約は、岐阜県の美しい農村に関心を持ち、農村地域における保全活動や交流活動等(以下「応援活動」という。)を通じて、農村地域の保全および活性化に貢献するとともに、社員間の交流や研修の機会の創出、さらには CSR 活動への発展を目指す企業や組織、団体(以下「企業等」という)を、岐阜県が登録するために必要な事項を定めることを目的とする。

(登録機関)

第2条 「企業版ぎふの田舎応援隊」の登録機関は、岐阜県農政部農村振興課とする。

(登録要件)

第3条 「企業版ぎふの田舎応援隊」として登録する企業等は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- 一 ぎふの農村地域において、応援活動を行う意欲を有すること
- 二 日本国内で法人格を有すること
- 三 宗教活動や政治活動を主たる目的とした企業等でないこと
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと
- 五 応援活動を継続的に実施できること
- 六 応援活動中に撮影した写真を県の広報活動等に使用することに同意すること

(登録の手続き)

第4条 「企業版ぎふの田舎応援隊」として登録を希望する企業等は、県が定める専用フォームに必要事項を入力し、送信する。

- 2 登録を希望する企業等は申し込みの際、本規約に同意したものとし、これを遵守するものとする。
- 3 登録機関は申請内容が第3条の登録要件を満たしているか確認し、登録する。
- 4 登録機関は、登録企業等に対し登録証を交付する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日から2年後の日の属する年度の末日とする。

- 2 更新する場合は、県が定める専用フォームに必要事項を入力し、送信する。

(登録の変更)

第6条 登録企業等は、登録内容に変更が生じた場合は県が定める専用フォームに必要事項を入力し、送信する。

(登録の削除)

第7条 登録企業等は、登録の削除を希望する場合は県が定める専用フォームに必要事項を入力し、送信する。

(登録の取消し)

第8条 登録機関は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、登録を取消し、登録者へ通知するものとする。

- 一 第3条の登録要件に反することが判明した場合
- 二 登録内容に虚偽の情報があることが判明した場合
- 三 公序良俗に反する行為を行った場合

(登録企業等の責務)

第9条 登録企業等は、応援活動を行う場合、県(ぎふの田舎応援隊企画運營業務委託先を含む。)の指示に従うとともに、関係する行政機関、地域住民等との連携に努めなければならない。

(登録者情報の取り扱い)

第10条 登録機関は、登録企業等の名称を県公式ホームページ等にて公表する。

- 2 登録機関は、取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 3 登録機関は、登録企業等の情報を、前項の規定の範囲内でぎふの田舎応援隊企画運營業務委託先へ提供することがある。

(費用弁償等)

第11条 応援活動の実施等に要する費用は、登録企業等の負担とする。

(事故及び補償)

第12条 登録企業等は、応援活動実施時において保険に加入するものとする。

- 2 応援活動中に生じた事故等について、県は責任を負わないものとし、県に対して損害賠償を求めることはできない。

附 則

この規約は、令和8年4月21日から施行する。